

令和元年度

第 1 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 令和元年6月4日(火)

令和元年度第1回 赤穂市都市計画審議会議事録

1. 日 時 令和元年6月4日(火)  
午前10時00分～午前10時40分

2. 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3. 出席者

[委員]

(学識経験者) 谷山 甫 後藤 和子 目木 敏彦  
目木 敏明 溝端 剛 萬代 新一郎

(市議会議員) 榊 悠太 小林 篤二 木下 守  
西川 浩司

(公募市民) 東條 正輝 江端 益子

(関係行政機関) 兵庫県西播磨県民局  
光都土木事務所 副所長 肥田 憲明

赤穂警察署 交通課長 村上 正治

[事務局]

建設経済部長 古津 和也  
都市整備課長 澗口 彰利  
都市施設担当課長 有吉 央  
建築係長 長棟 由樹  
計画係長 長尾 一史  
技術員 中井 陽兵  
下水道課 工務係長 大西 崇史

4. 審議会成立宣言

5. 報告事項

報告第1号  
報告第2号

都市計画の概要について  
西播都市計画区域マスタープラン等の変更(兵庫県決定)に係る素案の閲覧について

6. その他

7. 閉会

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>定刻より少し早いですが皆様お揃いですので、ただ今より、令和元年度第1回赤穂市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>それでは、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第5条により、議事の進行を一会長よろしくをお願いします。</p>  |
| 会長  | <p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、議事に先立ちまして、次第の2.「委員の紹介」を事務局お願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>今年度から新たに選出された委員もいらっしゃいますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>以上の15名の方々に今年度お世話になります。どうぞよろしくお願ひいたします。次に、事務局の職員の紹介を致します。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>以上で紹介を終わります。</p>  |
| 会長  | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の3.「審議会の成立について」報告をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>審議会の成立について、ご報告いたします。</p> <p>一委員より事前に欠席の通告を受けておりますので、委員15名のうち本日の出席者は14名です。</p> <p>よって、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、赤穂市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により本審議会は成立いたしました。</p>   |
| 会長  | <p>次に、議事録署名委員の指名について、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項により、会長が指名するとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、「一委員」「一委員」をお願いします。</p> <p>なお、本審議会は赤穂市都市計画審議会議事運営規則第7条により原則公開となっておりますが、本日の傍聴希望者はございません。</p> <p>それでは、次第4.「報告事項」に入ります。報告第1号 都市計画の概要について事務局、説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは報告第1号 都市計画の概要についてご報告いたします。</p> <p>議案書は2ページをお願いします。ページ番号は、ページの下の方に振ってあるページ番号にて説明させていただきます。座って説明させていただきます。</p>   |

この「都市計画の概要」は、現在の赤穂市の都市計画の状況について、その概要をまとめたものでありまして、順にご説明させていただきます。

4 ページをお願いします。

#### I. 都市計画とは

都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であります。

#### II. 都市計画のしくみ

##### 1. 都市計画区域の指定

赤穂市は行政区域の全域 12,685ha が都市計画区域に指定されており、相生市の全域と上郡町の一部区域を含めた 2 市 1 町で西播都市計画区域として広域的都市計画決定されています。

次に 2. 都市計画の内容、(1)市街化区域及び市街化調整区域につきましては、赤穂市南部地域及び北部有年駅周辺の 1,418ha を、計画的に市街化を図る区域として市街化区域に、それ以外の 11,267ha を、市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域に区分しています。

次に(2)地域地区についてであります。5 ページをお願いします。

まず、①の用途地域は、市街化区域内 1,418ha を第一種低層住居専用地域から工業専用地域までの 11 種類を指定しています。昨年度、坂越駅前地区及び赤穂駅東地区の用途地域の変更を行いましたので、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域及び準工業地域の面積がそれぞれ変更されております。

次に②の風致地区は、都市における自然美の維持、及び環境を保全するため、赤穂城跡風致地区から船岡園風致地区までの 6 地区を指定しています。

次に③の臨港地区は港湾を管理運営するための地区として赤穂港臨港地区として 3.3ha を指定しています。

次に、6 ページをお願いします。

##### (3) 都市施設です。

まず、①の道路の整備状況につきましては、新田坂越線など 30 路線で総延長 49.06km の計画延長のうち、33.72km が改良済みとなっており、昨年度から変更ございません。

次に②の公園・緑地・墓園・広場についてであります。

まず、(イ)公園・緑地・墓園の整備状況につきましては、街区公園からその他公園まで 401.61ha の計画面積のうち 191.67ha が開設済となっております。昨年度から変更ございません。

また、欄外に記載の、一人当りの開設公園面積は、40.3 m<sup>2</sup>となっております。

続いて 7 ページをお願いします。

(ロ)の広場の整備状況につきましては、播州赤穂駅南側から有年駅北側まで 1.71ha の計画面積のうち 1.18ha が供用済となっており、昨年度から変更ございません。

次に③のごみ焼却場・ごみ処理場・下水道であります。

(ハ)のごみ焼却場、ごみ処理場につきましては、赤穂市美化センターとして2.5haを計画決定し供用しており、昨年度から変更ございません。

(ニ)の下水道につきましては、10ページから12ページに概要をまとめておりますので後程ご説明させていただきます。

次に④の火葬場につきましては、赤穂市斎場として1.45haを計画決定し供用しており、昨年度から変更はございません。

次に8ページをお願いします。(4)市街地開発事業であります。

市街地開発事業のうち市街地の面的な整備開発を行う土地区画整理事業については、昭和27年に都市計画決定された、加里屋の第一地区をはじめ、記載の通り13地区470.2haを都市計画決定しております。このうち、10地区は既に換地処分され事業は完了しております。現在は有年地区、野中・砂子地区、浜市地区の3地区が施行中であります。市街地開発事業の状況につきましても、昨年度から変更はございません。

続きまして9ページをお願いします。(5)の地区計画等であります。

地区計画は、地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地を形成するために、土地利用を計画的に誘導してコントロールしていく地区レベルでの詳細計画であります。土地区画整理事業等を施行中の有年駅周辺及び野中・浜市地区、そして尾崎地区の一部において地区計画を決定しております。地区計画の状況につきましても昨年度と変更はございません。

次に、(6)の防災街区整備方針につきましては、密集市街地における良好な住宅市街地に向けて整備を推進するため、「防災再開発促進地区」を、尾崎地区及び塩屋地区の一部について指定しております。こちらも昨年度から変更はございません。

次に10ページをお願いします。

赤穂市公共下水道の計画概要になります。

1.の基本計画(赤穂処理区)から、次ページの6.(小島処理区)までの各処理区ごとに、基本計画を定め整備を進めております。昨年度、近年の人口減少による計画人口及び計画下水量の見直し等を含む事業計画の変更を行い、諸数量が変更されております。

次に、11ページの7.施行年次につきましては、昨年度、事業計画変更に伴い完了年度を平成31年から平成36年に変更しております。

次の、8.総事業費につきましても、昨年度、事業計画変更により、処理場の改築費やポンプ場建設費等で約61億円を見込み、総事業費を706億円に増額変更しております。また、平成30年度末投資額は、昨年度から、7億円の増の643億円となっております。

次に、12ページをお願いします。

9.下水道普及状況であります。

表のとおり、地区別に平成31年3月末時点の下水道普及状況をまとめております。

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>まず、整備面積は、全地区合計 1,593.7ha となっており、主に有年地区及び坂越地区で施行中の土地区画整理事業の進捗により昨年度から 9.1ha 増加しています。</p> <p>また、水洗化率は 98.4% となっており、昨年度から変更はございません。最後に行政人口に対する下水道普及率は、99.6% となっており、昨年度から 0.1% 上昇しています。</p> <p>報告第 1 号の説明は以上でございます。</p> |
| 会長  | <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。</p>  |
| 委員  | <p>下水道計画概要の中で、施工年次が昭和 49 年からということで最初に施工した部分の劣化の計画はこれに入っているのでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>昭和 49 年から事業を開始しておりまして、施設の老朽化が進んでおります。そういったものに関しても昨年度の計画変更の中に予算を入れ込みまして事業費を算出しております。</p>   |
| 委員  | <p>おおよそ何年くらいで改修をするのですか。</p>  |
| 事務局 | <p>構造物等の種類によりますが、管渠の耐用年数は 50 年、機械関係だともう少し早いです。止められないものですから施設や設備が、老朽した箇所から計画的に改築を進めていきます。</p>   |
| 委員  | <p>ありがとうございます。以上です。</p>  |
| 委員  | <p>区画整理を行っている所は有年地区と坂越地区、野中・砂子地区辺りですが、その辺りの下水の工事の進捗状況はどうなっていますか。</p>   |
| 事務局 | <p>各地区の道路の築造に合わせて整備を進めております。</p>   |
| 委員  | <p>進捗率はわかりますか。</p>   |
| 事務局 | <p>進捗率で言いますと赤穂市全体になりますが、資料の 12 ページに各地区含めた整備面積を出しております。計画面積が赤穂市全体で約 2,100ha、整備面積が 1,593ha になっておりますので、進捗率としては約 70% です。しかし、整備していない場所には田等の宅地の造成が進んでいないところが含まれており、人口に対する下水道全体の普及状況としては、99.6% になっております。</p>                  |
| 委員  | <p>例えば野中地区や、浜市地区の工事面積における下水の工事状況といったものは数字として出てこないのですか。</p>   |
| 事務局 | <p>今、資料として持ち合わせていません。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 委員  | <p>分かりました。</p> <p>もう1点ですが、交通安全という観点で昨今、交差点部分などで事故が発生し被害者が出ている状況です。赤穂市における場合での幹線道路、都市計画街路の交差点での安全対策の考え方を教えてください。</p>  |
| 事務局 | <p>今回滋賀県大津市の方で事故がありまして、こちらは国の方からも取り組み等が赤穂市にも来ている状況ですが、市では同じような交差点、幹線道路で歩道に溜まりがあるような所は独自で調査を進めております。現在では30数か所あると報告を受けております。ただその中で防護柵等で対策が取られている所、取られていない所がございまして、それらを再度幼稚園や保育園に聞き取り調査を行い、図面に起こし、その図面を基に調査を進めております。対策等につきましては、今後、国の方から補助金などが示されることを期待しておりますが、そういったことを見極めながら進めていきたいと考えております。</p>  |
| 委員  | <p>ありがとうございます。私が住んでいる御崎、尾崎の近辺で、とりわけ子供達の通学路で縦型のゴム状の交差点に進入できないような車止めでは少し弱いかと思います。石とか鉄状のフェンスなどであればカバーできると思います。その強化を図っていただきたいと思います。それから坂越大橋を渡った東詰めの高取250号線を抜けていく道を縁石でカバーしている場所が少し危ないと思います。県の管理でもあると思いますが、県に依頼をしていただき、強化していただくようお願いいたします。</p>   |
| 会長  | <p>ほかにございませんか。無いようですので、続いて報告第2号西播都市計画区域マスタープラン等の変更（兵庫県決定）に係る素案の閲覧について事務局は説明をお願いいたします。</p>  |
| 事務局 | <p>それでは、報告第2号、西播都市計画区域マスタープラン等の変更（兵庫県決定）に係る素案の閲覧についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。</p> <p>都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、兵庫県が都市計画区域ごとに、市町村を越えた広域的な見地から、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものであります。</p> <p>都市計画区域マスタープランは長期的な視点に立った将来像を明確にするとともに、個々の都市計画の根拠となり、その実現に向けての筋道を明らかにするもので、概ね20年後の都市の姿を展望し、原則として概ね10年以内に実施を行う計画や事業を示しております。</p> <p>兵庫県では社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行っており、現在、令和2年度の改訂に向けて作業を進めております。</p> <p>今回の見直しでは、西播都市計画区域におきまして、都市計画区域マスタ</p> |

ープランの見直しと、それに関連して、区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の線引き、及び、防災街区整備方針を併せて見直すことになっております。

まず、区域区分の見直しにつきましては、人口減少・高齢化の進行、経済の長期低迷等により、これまでのようなスプロール的な開発圧力は低迷してきているものの、持続可能な地域連携型都市構造を実現するためには、引き続き、一定の土地利用コントロールが必要であることから、線引きを継続していく方針であり、赤穂市においても既存の区域区分を継続していく方針としております。

次に報告第1号でも少し触れました、防災街区整備方針についてご説明いたします。議案書は13ページからとなります。

まず、議案書19ページをご覧ください。防災街区整備方針は、市街化区域内の密集市街地において、防災機能の向上及び、土地の合理化かつ健全な利用を図るための計画であり、兵庫県が整備方針として整理したものを参考資料として添付しております。

計画的な再開発による防災街区の整備を促進するために、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を定め、当該地区の整備又は開発に関する計画の概要等を示すものであります。

赤穂市においては、現在、防災再開発促進地区として尾崎地区及び塩屋地区の2地区を位置づけており、住宅市街地総合整備事業及び地域住宅等整備事業等により、住環境や防災性向上のための整備を進めているところでございます。

今回の見直し箇所について説明いたします。

議案書の14ページをお願いします。

「整備又は開発計画の概要」をまとめた別表1の、9列目、「概ね5年以内に実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等の計画概要」欄の赤字部分、塩屋地区におきまして現在実施中の「地域住宅等整備事業」の事業名称を追記しております。

次に15ページの別表3をお願いします。表の4列目、整備スケジュール欄の赤字部分、尾崎地区の防災公共施設の整備において、現在実施中の街路事業及び住宅市街地総合整備事業の事業期間を事業認可期間に合わせて前回から延伸等しておりますので表記を修正しております。街路事業の事業完了期間が令和元年度ということにつきましては、現時点での認可期間を表記しております。今年度認可の変更等を予定しております、今後そちらの変更に合わせまして本方針の期間についても修正予定でございます。

今後の予定といたしましては、この素案を市で閲覧した後、県で取りまとめ、県等関係機関協議を経て、来年度を目途に兵庫県が、見直し素案を作成することになります。

なお、今回の閲覧期間でございますが、本年の7月16日から7月30日の2週間、市都市整備課の窓口において閲覧を行う予定となっております。

報告第2号の説明は以上でございます。

|     |  |
|-----|--|
| 会長  | 事務局の説明は終わりました。<br>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。   |
| 委員  | 整備スケジュールの中で街路事業が令和元年ということですが、ある区域が完成するということですね。  |
| 事務局 | 事業実施にあたっては、どこまでをいつまでに進めるという計画を立て、事業認可をうけて行っております。全体での計画もごございますが、現在の事業認可期間が令和元年度であり、これについては今後延伸する予定であります。   |
| 委員  | 分かりました。  |
| 会長  | ほかにありませんか。   |
| 委員  | 資料の 22 ページの尾崎の都市計画道路未整備間、八幡宮前辺りの水路を今年度実行されるのではないかと思います、その進捗なり予定についての説明をお願いします。   |
| 事務局 | 今年度の赤穂大橋線の整備概要については八幡宮東側、整備済みの所から 170m の道路整備を行います、それが赤穂八幡宮の敷地前までということになります。そこから西側約 50m の区間でシフトしていくような整備を行ってまいりたいと思っております。進捗率は赤穂大橋線は 52.7%となっております。 |
| 委員  | 具体的には真ん中に水路があつて、それがかなり狭く危険を感じるという住民の声があります。水路の移動時期とはいつでしょうか。   |
| 事務局 | 八幡宮前の水路のことだと思いますが、今年度の道路整備の中で道路の中にボックス・カルバートを設置して整備したいと考えております。時期については現在契約手続きに入っておりますので、おそらく夏ごろ 8 月から 9 月に向けてになるかと思えます。                            |
| 委員  | 分かりました。  |
| 会長  | ほかにございませんか。ご意見も無いようですので、報告案件第 1 号、第 2 号は終了したいと思います。<br>続いて次第の 5. 「その他」について入りたいと思います。事務局は何かございましたか。   |
| 事務局 | 1 点ご報告させていただきます。本日お配りしております赤穂市土地利用計画の概要の件でございます。<br>昨年度 3 月にご審議いただきました赤穂市土地利用計画の変更及び御崎地区特別指定区域の指定経過についてでございます。まず、市決定の赤穂市土                          |

|    |   |
|----|---|
| 会長 | <p>土地利用計画の変更につきましては、3月20日に本審議会でご決いただき、5月31日付けで変更告示を行ったところでございます。次に、県決定の御崎地区の特別指定区域の指定及び指定変更につきましては、5月17日に兵庫県開発審査会にて審議され、全会一致で可決されました。今後、6月中を目途に兵庫県が告示を行い、区域指定及び指定の変更が確定する予定であります。</p> <p>なお、昨年度の本審議会での審議以降に県との協議において、赤穂市土地利用計画に一部修正がございましたので、報告させていただきます。</p> <p>本日お配りしております赤穂市土地利用計画の概要をご覧ください。9ページをお願いします。</p> <p>まず、(3)①の建築できる建築物の用途及び規模（延べ面積）をまとめた表の、2列目、下線部分、特別指定区域であります「地域資源活用区域」の名称が、変更前の「御崎瀬戸内海活用型」から「一般型」に、それからその右側、変更前の「御崎瀬戸内海観光拠点型」から「観光拠点型」にそれぞれ変更しております。これは、変更前の区域名称の「御崎瀬戸内海」という表現が、直接海を活用するようなイメージとなり、語弊を与える可能性があるとの県の意見を受け、名称を改めたものです。</p> <p>次に、10ページをお願いします。③の環境整備方針の下線部分、建築物の新築や改築に伴い想定される設備をより詳細に検討し、屋上設備、壁面設備、屋外階段、ベランダや広告物等の整備基準を追加いたしました。これ以外の、指定される区域等については前回の審議会から変更はございません。以上、審議会可決後の経過と一部修正がありましたことこの場でご報告させていただきます。以上でございます。</p> <p>ほかに無いようでしたらこれで終了したいと思います。これを持ちまして本日の審議会を閉じたいと思います。ありがとうございました。</p> |
|----|---|